

なお国鉄自動車における過去7年間の検査車の状況は、おおむね前表のとおりで、独立採算制実施後、逐年その成果があらわれてきている。——自動車の検査。(松本敬司)

じどうしゃこうこく 自動車広告 自動車に掲出する各種の広告。国鉄自動車には車内ポスターと後部額面広告とがあり、自動車線の駅は鉄道の駅と同様に取扱っている。広告の期間・料金その他取扱は国鉄においては、鉄道・自動車共通の規定を設けている。——鉄道広告。広告料金。(可野虎男)

じどうしゃこうじょう 自動車工場 国鉄の支社の地方機関(地方において国鉄の業務を分掌している機関であって国鉄の従たる事務所をなすもの)。自動車および機械器具の製作・改造および修繕、ならびにこれらの業務を行うのに必要な施設の新設・改良・保存および管理を行う機関である。橋本自動車工場と、京都自動車工場との2つがある。

自動車工場には庶務課・技術課および用品倉庫が置かれ、現業業務を分掌するため組立・内燃機・旋盤・鉄工・利材および検査の各職場を置いている。ただし旋盤職場は京都だけである。付属機関として工場技能者養成所があり、職員に対して作業に必要な訓練を行っている。自動車工場に所属する職員数は約800人である。——職場。(宮坂正直)

じどうしゃこうそう 自動車航送 航路をさしはさんで、自動車の積んだ貨物を輸送する場合に、積換えのための荷い込み防止、諸経費の節減、輸送の迅速等をはかるため、積換えをしないで、貨物を自動車に積んだまま輸送することをいい、明石・淡路島間、下関・門司間等はこの例である。(近藤正弘)

じどうしゃこうつうじぎょうほう 自動車交通事業法 自動車運輸事業の経営の免許、事業の監督、自動車道の工事施行の認可、自動車交通事業担当制度等を定めた法律。本法制定以前における自動車事業の営業免許は、大正8年内務省令第1号で公布された「自動車取締令」にもとづき、各府県の実施規則によって地方長官が行っていたが、大正12年の関東大震災以後、事業の飛躍的發展に伴ない、事業者相互の競争が激しく、またこれに対する行政方針が不統一不徹底であり、自動車事業をいかに監督するかは時の重大問題となってきた。

本法はこれらの事情を背景として (1) 事業の免許権を中央に一元化し行政方針を確立する (2) 自動車交通事業の整備統制をはかる (3) 道路の補足的施設の1として専用自動車道開設の途をひらくことを方針として制定された。

法案は鉄道・内務両省から第59帝国議会上に提出、協賛を経て昭和6・4・1法律第52号をもって公布されたが、省令および関係勅令に各方面の意向をくんで慎重に審議が行われたため、同法公布以来2年、内務省が乗合自動車法の制定を意図した大正15年からは、8年を経た昭和8・8ようやく施行細則および付属命令とともに実施された。

その後昭和15年にはトラック事業の監督強化、事業組合制度の改正があり、さらに同18年には輸送力拡充のための戦時統制的改正が行われたが、これによって本法は制定当時のおもかげを失い、戦時立法の性格を帯びるに至ったが、昭和23・1第1次道路運送法が施行されてこれに代るまで続いた。(南 利秋)

じどうしゃこにもつうんちんりょうきん 自動車小荷物運賃料金(国鉄の)

小荷物は郵便小包と小口貨物の中間程度の少量の物品を、鉄道と同様原則として旅客便(バス)で迅速に運送するもので、旅客の運送と関係がない点が手回り品、手荷物と異なる。小荷物は鉄道との関連性から生れた国鉄自動車ならびに国鉄と連絡運輸を行っている自動車に独自の運送制度である。その実績をみ

ると、自動車線に発着する小荷物の98%までが鉄道連絡となるものである。

したがってその運賃制度は鉄道と同一である。以下国鉄自動車について述べる。

1 運賃

(1) 貨率

小荷物運賃には、通常小荷物運賃、割増小荷物運賃および特別扱新聞紙・同雑誌運賃の3つがあり、通常小荷物運賃は通常の小荷物に対し適用し、郵便小包料金と小口扱貨物運賃とを勘案した地帯制運賃で、割増小荷物運賃は貴重品、動物、かさ高品、易損品などに適用され、5割増・10割増および20割増の区分があり、特別扱新聞紙・同雑誌運賃は国鉄の承認した定期刊行の新聞紙・雑誌に適用し、距離に関係のない低廉な均一運賃が定められている。

(2) 運賃計算キロ程

小荷物運賃を計算する場合、鉄道と自動車と同一貨率によるが、その輸送コストが自動車は鉄道より割高であるので、自動車線のキロ程(実キロ)の5倍を運賃計算キロ程とし、鉄道または航路にまたがって運送する場合は、鉄道・航路のキロ程と通算したものによる。

2 運賃の割引・無賃の取扱

小荷物運賃の割引または無賃の取扱をする場合も鉄道と同様で、生活必需品その他運賃割引を必要と認める小荷物に対しては、運送区間、託送期間および託送重量を定め運賃割引の取扱をし、また風水害、震災、火災等のり災者の救いづつ寄そう品および救護材料に対しては無賃の取扱をする。

3 料金

小荷物の料金として、配達料のほか、荷物保管料、引渡証明料、要償額表示料、一時預り料等があり、いずれも鉄道と同一である。

4 託送郵便物運賃

小荷物に準じて運送されているものに託送郵便物がある。

これは郵便物運送委託法にもとづいて、郵政大臣の要求により、国鉄が自動車線沿線における郵便局から託送される郵便物を運送する制度で、その取扱は小荷物に準じて行われ、鉄道と同様である。

託送郵便物の運賃は、その運送原価にもとづき、運輸大臣の定めた運送料金の基準によることとなっているが、現行は鉄道のそれと同額でつぎのとおりである。距離の遠近にかかわらず郵便物1個につき48円。——小荷物。小荷物運賃。荷物の配達。荷物諸料金。(井上栄一)

じどうしゃしぎょうりつ 自動車仕業率 自動車使用延日車中、仕業延日車の占むる割合であって、運行の用に供される自動車のうち実際に運行した車は、いかに多かったかを意味する。自動車の運用種別は、「国鉄自動車経営統計および報告手続」によって、仕業・検査・予備・休止・回送の5種類に分けられているが、仕業以外の占める割合が多いほど、運輸量に対して相対的に余分の車をかかえていることになり、経営上の不利をまぬかれないから、できうるかぎり仕業率を高めるよう努力をしている。仕業率の向上ということは、いいかえれば、車両運用の経済性を高めることであって、それには能率的な検査修繕を行ったり、よりよいダイヤを組んで日車キロ(自動車1日の走行キロ)の伸長をはかる等、工夫努力を重ねることが必要である。元来自動車企業は1車1車の仕事の集積であって、前述の実際に働きうる自動車すなわち仕業車以外の車両は、できるだけ少数にとどめるべきであって(全体の保有両数は仕業車数に